

# 日南町農林業生産基盤整備事業実施要領

## 第1 趣旨

日南町農林業生産基盤整備事業の実施については、日南町農林業生産基盤整備事業補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2 対象事業

1 本要綱第2条第1項第2号に規定する町長が別に定める場合とは、次に掲げる者が受益者となる場合とする。

（1）担い手農業者又は認定農業者

（2）新規就農者

（3）（1）及び（2）を除き、町が特に認める意欲的な農林業者

2 本要綱第2条第1項第3号に規定する町長が別に定める金額とは、箇所当たりの直接工事費（仮設工事を含む）が6万円未満の場合とする。

3 本要綱第2条第1項第4号に規定する町長が別に定める期日とは、当該年度の12月末日とする。

4 本要綱第2条第1項第7号に規定する町長が別に定める事業とは、日南町単独災害緊急対策事業とする。

## 第3 補助金の交付

1 本要綱第3条第1項に規定する町長が別に定める割合とは、補助対象事業費の8割とする。

## 第4 補助金の交付の申請等

1 本要綱第5条第2項に規定する町長が別に定める期日とは、当該年度の9月末日とする。

## 第5 変更等承認申請書等

1 本要綱第10条第1項に規定する軽微な変更とは、交付決定額の3割以内の減額に係る変更とする。

## 第6 実績報告

1 本要綱第11条第1項に規定する町長が別に定める期日とは、補助事業完了の日から1ヶ月を経過しない日、又は、補助金の交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い日とする。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。